

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化 に対し地方税財源の確保を求める意見書

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、わが国は、戦後最大の経済危機に直面している。

地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても、地方税・地方交付税など一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体では、医療介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
- 2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。
- 3 令和2年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
- 4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性を厳格に判断すること。
- 5 とりわけ、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹に影響する見直しは、土地・家屋・償却資産を問わず、断じて行わないこと。先の緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時・異例の措置として、やむを得ないものであったが、本来国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今回限りの措置

とし、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 2 年 9 月 1 日

岩手県一関市議会

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
内閣官房長官 殿
総務大臣 殿
財務大臣 殿
経済産業大臣 殿
経済再生担当大臣 殿
まち・ひと・しごと創生担当大臣 殿

新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、わが国は、戦後最大の経済危機に直面している。

市民生活においては、かつて経験したことのない大きな影響が多岐にわたり発生し、地域経済の停滞により多くの市内事業者は依然、厳しい経営を余儀なくされている。

市民の生命と健康、地域経済を守り、平穏な市民生活を取り戻すために、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症に対応するため、地方財政は非常に逼迫した状況になっていることから、将来を含めた地方財源を確保すること。
- 2 新型コロナウイルス感染症への支援制度に対する指導・助言体制の充実及び第2波、第3波に備えるための財源を確保すること。
- 3 新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営には、避難所数の増設や感染症対策等に従来より多くの費用を要することから、その財源を確保すること。
- 4 肉用牛肥育経営安定交付金制度における生産者負担金について、実質免除となる納付猶予措置を令和2年10月以降も継続するとともに、現在4分の3とされている国の支出割合を引き上げ、生産者の負担を軽減すること。
- 5 緊急経済支援対策である持続化給付金の申請・相談が円滑に進むよう体制を構築すること。
- 6 新型コロナウイルス感染症の影響によって、各種イベントの中止などによる地域経済への影響を最小限に抑えるため、中小企業や小規模事業者への支援策、雇用対策の実施など必要に応じ、適切に支援を行うこと。
- 7 外国人が訪日する際の新型コロナウイルス感染症対策を厳密に行うこと。

8 G o T o トラベル事業の実施について、国民の生命を守る感染予防対策を講ずるとともに、観光振興と地域経済の活性化のための経済対策の両立を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により提出する。

令和 2 年 9 月 1 日

岩手県一関市議会

内閣総理大臣 殿
財務大臣 殿
厚生労働大臣 殿
農林水産大臣 殿
国土交通大臣 殿
経済再生担当大臣 殿
経済産業大臣 殿
内閣府特命担当大臣（防災） 殿

別紙

一関市議会定例会条例の一部を改正する条例

一関市議会定例会条例（平成17年一関市条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第102条第2項の規定に基づき、一関市議会定例会の回数を定めるものとする。</u></p> <p>(定例会の回数)</p> <p>第2条 <u>一関市議会定例会は、年4回とする。</u></p>	<p><u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第102条第2項の規定により、条例で定める一関市議会の定例会の回数は、毎年1回とする。ただし、議員の任期満了又は議会の解散による一般選挙が行われる場合は、この限りでない。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和3年1月1日から施行する。</p>	

別紙

一 関市議会会議規則の一部を改正する規則

一 関市議会会議規則（平成17年一関市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第165条関係）				別表（第165条関係）			
名称	目的	構成員	招集権者	名称	目的	構成員	招集権者
議員全員協議会	[略]	[略]	[略]	議員全員協議会	[略]	[略]	[略]
				<u>ICT活用推進プロジェクトチーム</u>	<u>タブレット型端末機の活用及び情報化の推進に係る調査研究を行うこと。</u>	<u>チーム員</u>	<u>座長</u>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

市長専決条例の一部を改正する条例

市長専決条例（平成17年条例第217号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(専決の範囲)</p> <p>第2条 市長の専決事項を次のとおり定める。</p> <p>(1) 議会の議決を経た工事又は製造の請負契約について、契約金額の1,000万円以内の変更に関すること。</p> <p>(2) 市が管理する住宅(当該住宅用駐車場を含む。)の家賃若しくは使用料の滞納があった場合の当該家賃若しくは使用料の支払又は当該住宅の明渡しに係る訴えの提起、和解及び調停に関すること。</p> <p>(3) 前号に掲げるもののほか、法第240条第1項に規定する市の債権で、訴訟物の価格が100万円を超えないものに係る訴えの提起、和解及び調停に関すること。</p> <p>(4) 法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定、その額が1件につき50万円以内のものに</p> <p>(5) 条例の主旨に変更を及ぼさない範囲の字句の修正に関すること。</p>	<p>(専決の範囲)</p> <p>第2条 市長の専決事項を次のとおり定める。</p> <p>(1) 議会の議決を経た工事又は製造の請負契約について、契約金額の1,000万円以内の変更に関すること。</p> <p>(2) 市が管理する住宅(当該住宅用駐車場を含む。)の家賃若しくは使用料の滞納があった場合の当該家賃若しくは使用料の支払又は当該住宅の明渡しに係る訴えの提起、和解及び調停に関すること。</p> <p>(3) 前号に掲げるもののほか、法第240条第1項に規定する市の債権で、訴訟物の価格が100万円を超えないものに係る訴えの提起、和解及び調停に関すること。</p> <p>(4) 法律上市の義務に属する損害賠償のうち、その額が1件につき50万円以内の額を定めること並びにこれに伴う和解及び調停に関すること。</p> <p>(5) 災害又は突発的な事故により、応急に必要となる維持補修及び工事等に関する歳入歳出予算の補正に関すること。</p> <p>(6) 解散、欠員等の事由に基づき選挙費に係る歳入歳出予算の補正に関すること。</p> <p>(7) 法令の制定又は改廃に伴い、条例中の当該法令の題名、条項、用語等を引用している規定を整理する場合で、必然的に改正を要し、市の独自の判断をする余地がない場合において、当該条例を改正すること。</p> <p>(8) 会計年度末における地方税法(昭和25年法律第226号)及びこれに関連する法令の改正に伴う必要な条例の改正に関すること。</p> <p>(9) [略]</p>

<p>(10) <u>市が加入して組織する一部事務組合（一関地区広域行政組合を除く。）又は広域連合の規約の変更又は構成市町村の増減に関すること。</u></p>	
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。